

浜松市告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和8年3月12日から2週間浜松市浜名土木整備事務所（北行政センター内）において一般の縦覧に供する。

令和8年3月12日

浜松市長 中野 祐介

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日	摘要
市道	細江7区5-39号線	浜松市浜名区細江町広岡 440番1地先から 浜松市浜名区細江町広岡 279番地先まで	令和8年3月12日	

浜松市告示第152号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和8年3月12日から2週間浜松市浜名土木整備事務所（北行政センター内）において一般の縦覧に供する。

令和8年3月12日

浜松市長 中野 祐介

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日	摘要
市道	細江6号線	浜松市浜名区細江町三和 1936番1地先から 浜松市浜名区細江町三和 1920番8地先まで	令和8年3月12日	